

令和2年6月29日 教育委員会報告事項についての質疑応答（要旨）

（報 告）

ア 浜松市文化財保存活用地域計画の策定について（中間報告）

※文化財課長から資料に基づき説明。

（教育長）別紙1の左図に市内の重点区域、別紙3の図2に文化財保存活用区域が載っているが、北遠の中山間地域が外れているのはなぜか。本地域には、日本の中においても貴重な民俗芸能が残されていると感じている。後継者不足等で伝承が危惧されている中で、計画の中ではどのように位置付けられているか。

（文化財課長）別紙3をご覧頂きたい。図2の文化財保存活用区域の他に、図1の関連文化財群として、地域に区分しづらいものを古墳、民俗芸能、城郭、秋葉信仰として纏めている。中山間地域の民俗芸能は、こちらに含まれる。文化財保存活用区域と関連文化財群は、どちらも重要度は同じである。

（教育長）承知した。今後パブリックコメント等を行う際には、それが分かるよう表現方法を工夫して頂きたい。

（鈴木委員）今後の予定の中に、令和3年度に国の認定申請とあり、別紙1の下部にも国の認定により、優遇措置が受けられると記載されているが、具体的にどのような優遇が受けられるのか。

（文化財課長）国の史跡であれば国の認定を受けた保存活用計画が策定されていることにより、優先的に補助金を受けることができるようになる。

（安田委員）以前滝沢の放歌踊りに関わったことがある。滝沢小が閉校したとき、統合された都田小で放歌踊りを受け継いでいくことになったが、滝沢地域に子どもがいないため、別地域の都田の子供達数人が伝承を担うことになり、伝えていくことの難しさを感じた。文化財を保存していくことはもちろん大事であるが、そのために地域が負担していることも忘れてはいけないことである。

（文化財課長）別紙2の基本方針内の「協働創造」の中で、「地域総がかり」での文化財の継承を挙げている。希望があれば都市部を含めた市全体へ問題を共有し、都市部から伝承者を募るような仕組みを本計画内で研究、検討していきたい。

（渥美委員）伝承者不足等により、いずれなくなることが予想される場合に、ビデオ等で残しておく仕組みはあるのか。

（文化財課長）伝統芸能については、日々形が変わるものと考えているため、現在の形を記録しておくことも大切と考え、映像に記録している。過去の記録を含めてアーカイ

ブ化していく中で、市民に広く見てもらえるよう、今年度より祭礼の様子の一部をYouTubeにて公開した。撮影・録音技術も進化しており、技術を駆使して臨場感のある映像記録を残していきたいと考えている。

## イ 令和元年度学校給食費の未納状況について

※健康安全課長から資料に基づき説明。

(渥美委員) 自校方式とセンター方式は徴収の段階で分かれているのか。自校方式で徴収できなかったものをセンター方式で取扱うのか。

(健康安全課長) どちらも保護者から引き落としになるが、センター方式は市の歳入となり、自校方式は校長口座に入金される方式の違いである。

(渥美委員) 教育委員会で対応する案件において、未納の理由はどのようなものがあるか。

(健康安全課長) 生活が困窮状況にある方や資力はあるが自らの意志により納めない方などがいる。卒業により、学校での対応が難しい場合が多い。

(渥美委員) どのような場合に不納欠損とするのか。

(健康安全課長) 生活保護を受けることになった等、生活困窮による場合がほとんどである。不納欠損となる場合の要件は決まっており、資力があるのに不納欠損とすることはない。

(渥美委員) 訴訟に発展したことはあるか。時効の5年までに納められない場合はどのように対応するのか。

(健康安全課長) 訴訟に発展するケースは現時点でない。催告等で分割納付を誓約してもらい、時効を延ばすようにしている。

(渥美委員) 資力があるのに納めない人は、未納全体のうちのどれくらいか。

(健康安全課長) ごく少数である。ほとんどは生活困窮者である。